

始良市教育振興基本計画



～ 古から未来への架け橋 ～



始良市教育委員会

始良市民憲章

わが始良市は、鹿児島県の中央に位置し、風光明媚な環境に恵まれ、悠久の歴史を刻みつつ、さらに躍動するまちを目指しています。

わたしたちは、先人の郷土愛を受け継ぎ、始良市民であることに誇りと自覚を持ち、平和な魅力あるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一 わたしたち始良市民は、決まりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくりまします。

一 わたしたち始良市民は、ともに支え合い、思いやりのあるまちをつくりまします。

一 わたしたち始良市民は、健やかな心身を培い、生きがいを育むまちをつくりまします。

一 わたしたち始良市民は、学ぶ喜びを分かち合い、豊かな教育と文化のまちをつくりまします。

一 わたしたち始良市民は、明るく健全な子どもたちを育み、活力あるまちをつくりまします。

平成 23 年 4 月 月 24 日 制定



「くすの木」

(楠、学名：Cinnamomum camphora)

本市には、国特別天然記念物「日本一の巨樹蒲生の大クス」をはじめ、立派なくすの木が数多く存在します。くすの木が、ぐんぐん伸びて大きく育つ様子に始良市を重ね、大きく育ち栄えていく意味も込められています。

平成 23 年 4 月 月 24 日 制定

「やまざくら」

(山桜、学名：Prunus jamasakura)

やまざくらは、バラ科サクラ属の落葉高木。日本の野生の桜の代表的な種で、和歌にも数多く詠まれています。市内の公園などにも多く植えられており、市民に親しまれています。



「つつじ」

(躑躅、学名：Rhododendron)

つつじは、古くから園芸品種として交配され、美しい品種がたくさん生まれています。いわつつじをはじめ、市内全域に昔から自生しており、身近で愛されている花です。

平成 23 年 4 月 月 24 日 制定

目 次

○ はじめに

第1章 計画策定の趣旨	
Ⅰ 計画策定の背景と趣旨	1
Ⅱ 計画の位置付けと性格	2
Ⅲ 計画期間	2
第2章 始良市の教育の現状と課題	3
Ⅰ 学校教育の現状と課題	
1 学力の定着について	5
2 生徒指導について	7
3 心の教育について	8
4 食育について	9
5 体力・運動能力について	10
6 健康教育について	12
7 特別支援教育について	13
8 キャリア教育について	14
9 情報教育について	15
10 学校経営の充実と教職員の資質向上について	16
11 学校施設設備について	17
Ⅱ 社会教育の現状と課題	
1 青少年の健全育成について	18
2 生涯学習の推進について	20
3 文化芸術の振興について	22
4 文化財の保護と活用について	24
Ⅲ 社会体育の現状と課題	
1 生涯スポーツについて	25
2 競技スポーツについて	27
第3章 10年後を見据えた教育の姿	
Ⅰ 始良市の教育理念	
1 教育理念の具体的内容	28
2 教育理念のサブテーマ	29
Ⅱ 始良市教育振興基本計画の目標	
1 10年後の具体的な教育の姿	30
2 今後5年間の施策の方向性	34
Ⅲ 始良市教育振興基本計画の体系	37
Ⅳ 始良市第一次総合計画と始良市教育振興基本計画の相関図	38
第4章 今後5年間に集中して取り組む施策	
Ⅰ 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進	
1 家庭教育の充実を目指して	39
2 幼児教育の充実を目指して	41
3 道徳教育の充実を目指して	42
4 生徒指導の充実を目指して	43
5 人権教育の充実を目指して	44
6 体験活動、文化活動の充実を目指して	46
7 読書活動の充実を目指して	48
8 食育の推進を目指して	49
9 体力・運動能力の向上を目指して	50
10 健康教育の充実を目指して	51
[計画期間の取組構造図]	52

II	能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進	
1	確かな学力の定着を目指して	53
2	理数教育・外国語教育の充実を目指して	54
3	特別支援教育の充実を目指して	56
4	キャリア教育の充実を目指して	57
5	郷土教育の充実を目指して	58
6	情報教育の充実を目指して	59
7	環境教育の充実を目指して	60
8	社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実を目指して	61
9	国際理解教育の充実を目指して	62
10	消費者教育の充実を目指して	63
	[計画期間の取組構造図]	64
III	児童生徒や保護者、地域社会に信頼される学校づくりの推進	
1	安全・安心な学校づくりを目指して	65
2	魅力ある学校づくりを目指して	66
3	学校経営の充実を目指して	67
4	教職員の資質向上を目指して	68
5	小規模・複式教育の振興を目指して	69
6	教育環境の整備・充実を目指して	70
	[計画期間の取組構造図]	71
IV	地域社会全体で子どもを守り育てる環境整備の推進	
1	地域社会と共に歩む学校づくりを目指して	72
2	地域社会で育てる人づくりを目指して	73
3	地域が支援する明るい家庭づくりを目指して	74
4	地域で築きあげる環境づくりを目指して	75
	[計画期間の取組構造図]	
V	市民が生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツや文化活動の推進	
1	生涯学習の充実を目指して	77
2	健康な体と心をはぐくむ生涯スポーツの推進を目指して	78
3	文化芸術活動の促進を目指して	79
4	郷土の伝統と歴史を活かした文化の醸成を目指して	80
	[計画期間の取組構造図]	81
5章	計画の推進と目標の実現のために	
I	連携と協力による計画の推進	82
II	計画の進捗状況の確認	82
○	用語解説	83
○	資料編	89



はじめに

始良市は、平成 22 年 3 月 23 日に、旧加治木町・始良町・蒲生町が合併して誕生した、県内で最も新しい市です。旧 3 町のそれぞれの歴史的・文化的な資産を引き継ぎながら、新たな未来に向かって、「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を目指しています。

本市は、県内でも交通の要所にあり、古き時代から人や物の交流の盛んな所で、また、県内一を誇る文化財の宝庫でもあり、古くは縄文時代草創期にまで遡った遺跡も発見されています。私たちの祖先は、人類誕生とともにこの地で生活を始め、悠久の歴史を刻み続け、その中から、この地に高い文化的な伝統と豊かな教育風土が醸成されてきました。また、中世期においては、この地を拠点に島津義弘公が活躍し、幕末から明治期にかけての郷中教育が息づく、凜とした文化と風土を培ってきたまちです。

これらの精神文化は、今でも市民の皆様方がもつ郷土を愛する心に連綿と受け継がれ、誇りと深い愛情をもって、地域に根ざす伝統と文化の継承、そして地域に育つ子どもたちへの教育へと注がれています。

これから将来を担う子どもたちの教育は、厳しい現実の社会の中で、たくましく生き抜く力をはぐくむことが肝要です。そのためには、適度な不自由さの中で、耐性や規範意識を養い、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力を身に付けることが大切です。それを実現するためには、学校教育のみならず、家庭、地域、事業所が一体となった協働による教育が実践されなければなりません。また、教育は、学齢期の児童生徒のみならず、幼児から高齢者まで、それぞれが自らを日々更新させていく営みであることから、市民一人一人が豊かな人生を築き、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくり、いわゆる生涯学習の推進がなされなければならないと考えます。

国における平成 18 年 12 月の教育基本法の改正に基づく教育振興基本計画の策定、さらに、県における「鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島の特徴を踏まえた教育の振興～」の策定を踏まえ、本市では、10 年後を見据え、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画期間とする「始良市教育振興基本計画」をここに策定し、教育分野における本市の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組む施策を具体的に計画しました。

今回の基本計画の策定にあたっては、「^{いにしえ}古から未来への架け橋」の基本理念を基に、「未来を切り拓く心豊かでたくましい人づくり」という教育目標を掲げ、その実現に向けて、今後 5 年間に集中して取り組む施策として 5 項目の方向性を設定し、それに基づく 34 の施策を体系化しました。

今後、本市教育委員会においてもこの計画に基づき、市民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、学校・家庭・地域・事業所間の連携を図りつつ、本計画の着実な推進に努めてまいります。

平成 24 年 3 月

始良市教育委員会

第1～5章



第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨

平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法において、教育基本法の基本理念を実現していくために、教育振興基本計画の策定について、以下のように述べられています。

【教育基本法抜粋】

(教育振興基本計画)

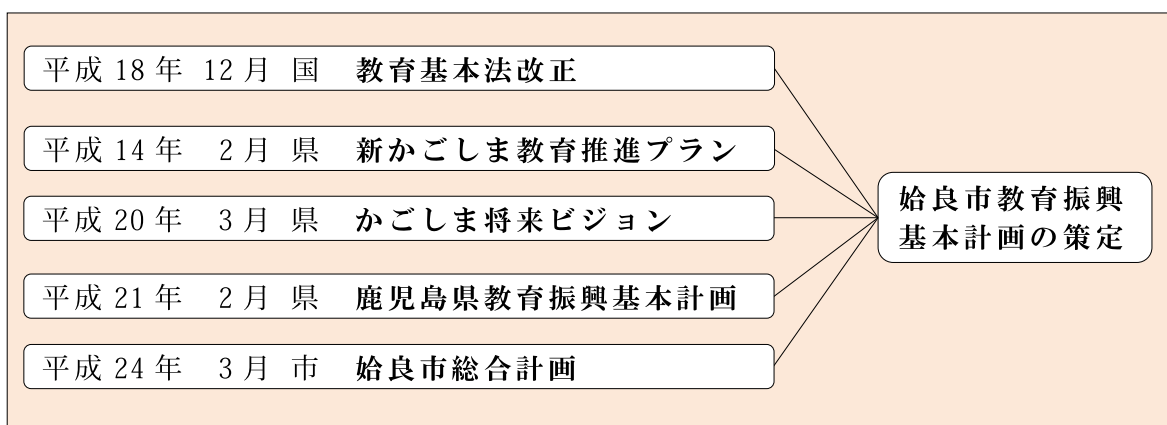
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

この規定に基づき、国は、平成20年7月1日に、教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策などについて示しました。

県では、平成14年2月に「新かごしま教育推進プラン」を策定し、施策の展開を図ってきたところですが、教育基本法の改正や平成20年3月に「かごしま将来ビジョン」を策定したことから、本県の実情に応じた教育振興のための「鹿児島県教育振興基本計画」を平成21年2月に策定しました。

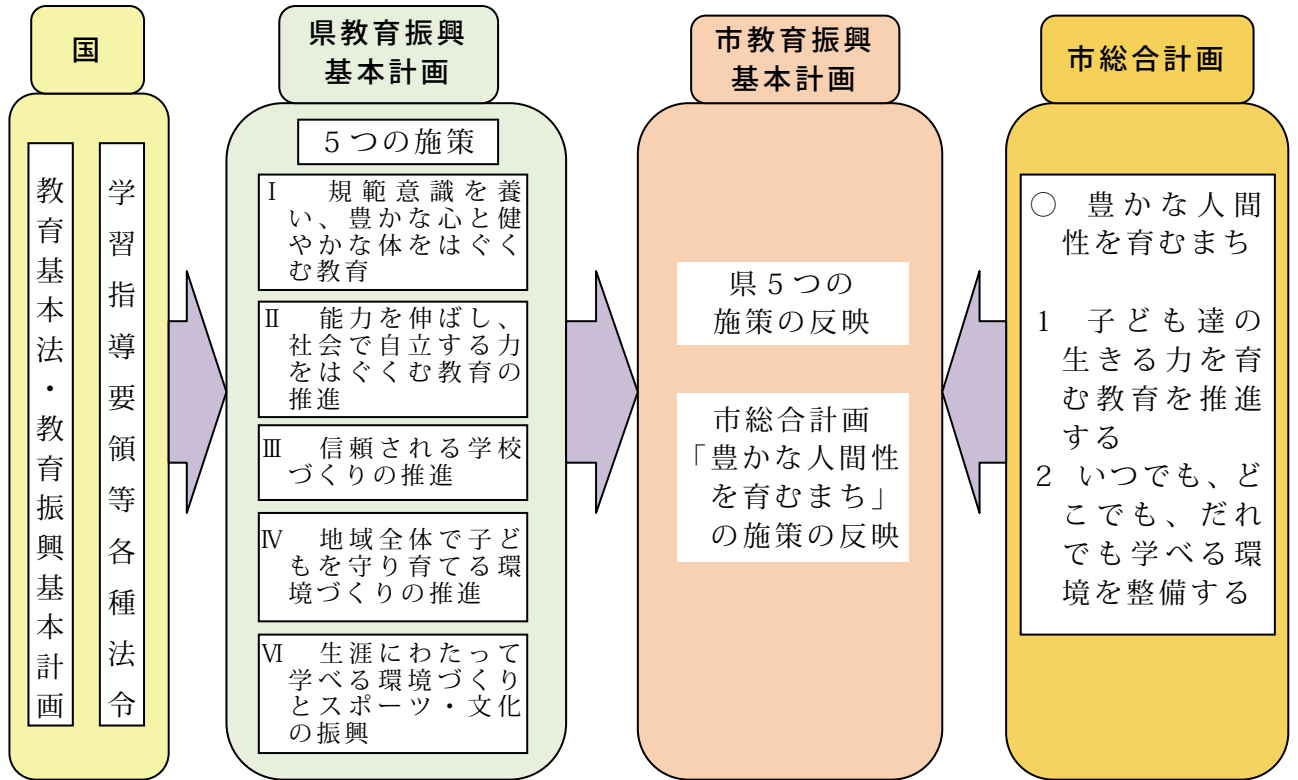
平成22年3月に誕生した本市では、教育の一層の振興を図るために、教育分野における目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中長期的視点に立った考え方や施策の内容などを市民に明らかにするためにこの計画を策定しました。



II 計画の位置付けと性格

始良市教育振興基本計画は、国の教育施策及び県の教育振興基本計画を踏まえるとともに、本市の目指すまちづくりの基本計画である始良市総合計画との整合性を図りながら、本市の実情に応じて策定したものです。

市教育振興基本計画の施策の中には、国の教育施策、県の教育振興基本計画、市の総合計画をそれぞれ反映させた部分が内容に含まれ、図示すると以下のようになります。



III 計画期間

始良市総合計画は、平成22年3月の合併時に策定された「新市まちづくり計画」、住民意識調査や市内16箇所で開催した行政座談会、まちづくり50人委員会等で出された意見、提言、課題等を踏まえ、平成24年度から平成30年度までの7年間に取り組むべき施策の柱を定めています。

始良市教育振興基本計画は、市総合計画を踏まえ、10年後の教育のあるべき姿を目指し、平成24年度から28年度の最初の5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を策定することとします。

